

令和 7 年度
国営造成施設総合水利調整管理事業

平鹿平野地区他河川協議方針その他検討業務

特別仕様書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則
(適用範囲)

第1-1条

令和7年度国営造成施設総合水利調整管理事業平鹿平野地区他河川協議方針その他検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）及び「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）による他、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書に基づいて実施するものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、平鹿平野地区、田沢二期地区及び能代二期地区の水利権更新に向けて、河川協議図書の作成及び河川協議の方針検討等を行うとともに、能代二期地区内の河川自流量を把握するため、河川測量を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務の対象地域である「平鹿平野地区」は秋田県横手市他2市、「田沢二期地区」は秋田県大仙市他1市1町、「能代二期地区」は秋田県能代市他2町であり、別紙1業務位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び設計共通仕様書及び測量共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 設計共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 水収支計算書作成時
- 3) 河川協議図書作成時
- 4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－7条

担当技術者は、設計共通仕様書第1－8条及び測量共通仕様書第8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条

設計共通仕様書第1－11条及び測量共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条及び測量共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条

受注者は、設計共通仕様書第1－37条及び測量共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

本業務の基本的事項に関しては、下表の図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

名 称	発 行	制定年月
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）	農林水産省 農村振興局	平成22年7月 (平成25年9月一部改正)

(設計条件)

第2-2条

本業務における対象地区の対象河川、計画基準年、かんがい面積及び最大取水量等は次のとおりである。

(1) 平鹿平野地区(現行水利権)

対象河川 一級河川雄物川水系皆瀬川等
計画基準年 昭和60年
かんがい面積 10,054.9ha
最大取水量等

期間 区分		5月6日から 5月20日まで	5月21日から 9月5日まで	9月6日から 翌年の5月5日まで	年間 総取水量
本取水口	皆瀬頭首工	30.292m ³ /s	15.274m ³ /s	4.000m ³ /s	219,450千m ³
	成瀬頭首工	5.533m ³ /s	4.370m ³ /s	1.000m ³ /s	60,410千m ³

(2) 田沢二期地区(現行水利権)

対象河川 一級河川雄物川水系玉川等
計画基準年 昭和48年
かんがい面積 4,689.6ha
最大取水量等

期間 区分		5月6日から 5月20日まで	5月21日から 9月10日まで	9月11日から 翌年の5月5日まで	年間 総取水量	
本取水口兼注水用取水口	抱返頭首工		12.090m³/s	10.961m³/s	0.500m³/s	97,070千m³
	内 訳	本取水用	11.947m³/s	10.754m³/s	0.500m³/s	95,890千m³
		窪堰川 注水用	0.143m³/s	0.207m³/s	-	1,180千m³
	神代右岸取水口		2.047m³/s	2.011m³/s	0.220m³/s	19,970千m³
	内 訳	本取水用	2.047m³/s	1.776m³/s	0.220m³/s	10,420千m³
		院内川 注水用	-	0.235m³/s	-	550千m³
	第二田沢取水口		2.949m³/s	2.644m³/s	0.150m³/s	25,040千m³

(3) 能代二期地区(現行水利権)

対象河川 一級河川米代川水系米代川等
計画基準年 昭和42年
かんがい面積 2,458.8ha
最大取水量等

期間 区分	3月14日 から 4月9日 まで	4月10日 から 4月30日 まで	5月1日 から 5月8日 まで	5月9日 から 9月10日 まで	9月11日 から 10月31日 まで	年間 総取水量
素波里 頭首工	0.970m ³ /s	1.336m ³ /s	9.897m ³ /s	8.055m ³ /s	1.750m ³ /s	51,320千m ³
素波里ダム 取水口	0.970m ³ /s	1.336m ³ /s	9.897m ³ /s	8.055m ³ /s	1.750m ³ /s	51,320千m ³

(参考図書)

第2-3条

作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるほか下表によるものとする。

名 称	発 行	制定年月
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会 編集 農林水産省構造改善局 事業計画課	平成 5 年 3 月
農業農村整備事業のための 河川協議の実務2020年版	農林水産省農村振興局 整備部水資源課	令和 3 年 9 月

(貸与資料)

第 2 - 4 条

貸与資料は次のとおりとする。また、この他に必要と認められる資料がある場合は別途貸与するものとする。

分 類	貸 与 資 料 名	数 量
協議図書	国営平鹿平野農業水利事業 河川法第 95 条協議図書 (平成 16 年 8 月 4 日付け同意)	1 部
	国営平鹿平野農業水利事業 河川法第 95 条協議図書 (令和 6 年 3 月 7 日付け同意)	1 部
	国営田沢二期農業水利事業 河川法第 95 条協議図書 (平成 25 年 1 月 31 日付け同意)	1 部
	国営田沢二期農業水利事業 河川法第 95 条協議図書 (平成 30 年 12 月 5 日付け同意)	1 部
	国営能代地区かんがい用水 河川法第 95 条協議図書 (平成 30 年 4 月 6 日付け同意)	1 部
業務報告書	平成 27 年度国営造成施設水利管理事業 能代地区河川協議方針検討業務	1 部
	平成 28 年度国営かんがい排水事業田沢二期地区 農地転用資料作成業務	1 部
	平成 28 年度国営かんがい排水事業田沢二期地区 田沢二期地区河川協議更新図書作成業務	1 部
	令和元年度国営造成施設水利管理事業 平鹿平野地区河川協議方針検討業務	1 部
	令和 2 年度国営造成施設水利管理事業 平鹿平野地区河川協議資料作成業務	1 部
	令和 4 年度地域整備方向検討調査 能代二期地区概略施設整備構想算定調査業務	1 部
	令和 6 年度国営造成施設総合水利調整管理事業 仙北平野地区他河川協議図書作成その他検討業務	1 部
	令和 6 年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区現況河川流況調査業務	1 部
	令和 6 年度国営土地改良事業地区調査 能代二期地区小水力発電施設予備調査検討その他業務	1 部
その他	その他必要と認められる資料	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2 - 5 条

- 第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 測量作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条

本業務における測量作業項目及び数量は、下表のとおりとする。

なお、詳細は別紙2作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 河川測量		
(1) 作業計画	1 式	
(2) 現地踏査	1 式	
(3) 横断測量	1 式	

(測量作業の留意点)

第3－2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 横断測量の縮尺は $S=1/100$ とする。
- (2) 測量作業を行う際は労働安全衛生法等の諸法令を遵守するものとする。
- (3) 横断測量の実施時期は非出水期（令和7年10月以降）とする。
- (4) 現地調査により対象施設内へ立ち入る日程等の詳細については、監督職員と打合せの後、実施するものとする。
- (5) 横断測量実施位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第4－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2作業項目内訳表に示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備考
1. 計画準備	1 式	
2. 現地調査	1 式	
3. 平鹿平野地区		
(1) 受益面積の精査	1 式	
(2) 協議図書添付図面の修正	1 式	
(3) 水田畑利用率等の精査	1 式	
(4) 水収支計算の試算	1 式	
4. 田沢二期地区		
(1) 受益面積の精査	1 式	

作 業 項 目	数 量	備考
(2)協議図書添付図面の修正	1 式	
(3)水収支計算の試算	1 式	
5. 能代二期地区		
(1)地区内利用量の整理	1 式	
(2)基礎諸元検討	1 式	
(3)現況水収支計算	1 式	
(4)計画水収支計算	1 式	
(5)計算結果の整理	1 式	
(6)現況施設能力の検討	1 式	
(7)素波里ダム確保容量計算	1 式	
(8)計画基準年に係る検証	1 式	
6. 照査	1 式	
7. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第4－2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 基礎諸元の決定及び水収支計算の算定にあたっては、監督職員と十分に打合せするとともに、本業務成果が水利権変更協議の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2－1条、第2－3条、第2－4条及び設計共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

設計共通仕様書第1－10条及び測量共通仕様書第10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

る。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

- (1) 初 回 作業着手の段階
- (2) 第2回 中間打合せ（基礎諸元整理段階）
- (3) 第3回 中間打合せ（測量成果等作成段階）
- (4) 第4回 中間打合せ（水収支計算取りまとめ段階）
- (5) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、上記の打合せの都度、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

る。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条及び測量共通仕様書第18条に基づき作成し次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出)

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

(要約版の作成)

第6-3条

報告書のとりまとめにあたっては、業務内容の要約版を作成し、報告書に綴じ込むものとする。なお、要約版の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 作業内容
- (3) 成果物の内容
- (4) 成果物目録
- (5) 今後、検討を要する課題等
- (6) その他

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりである。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条、第4-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 協議図書添付用図面等の新たな作成が必要となった場合
- (8) 他地区の河川協議において、説明資料等の作成が必要となった場合
- (9) 流量観測を変更追加する場合
- (10) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

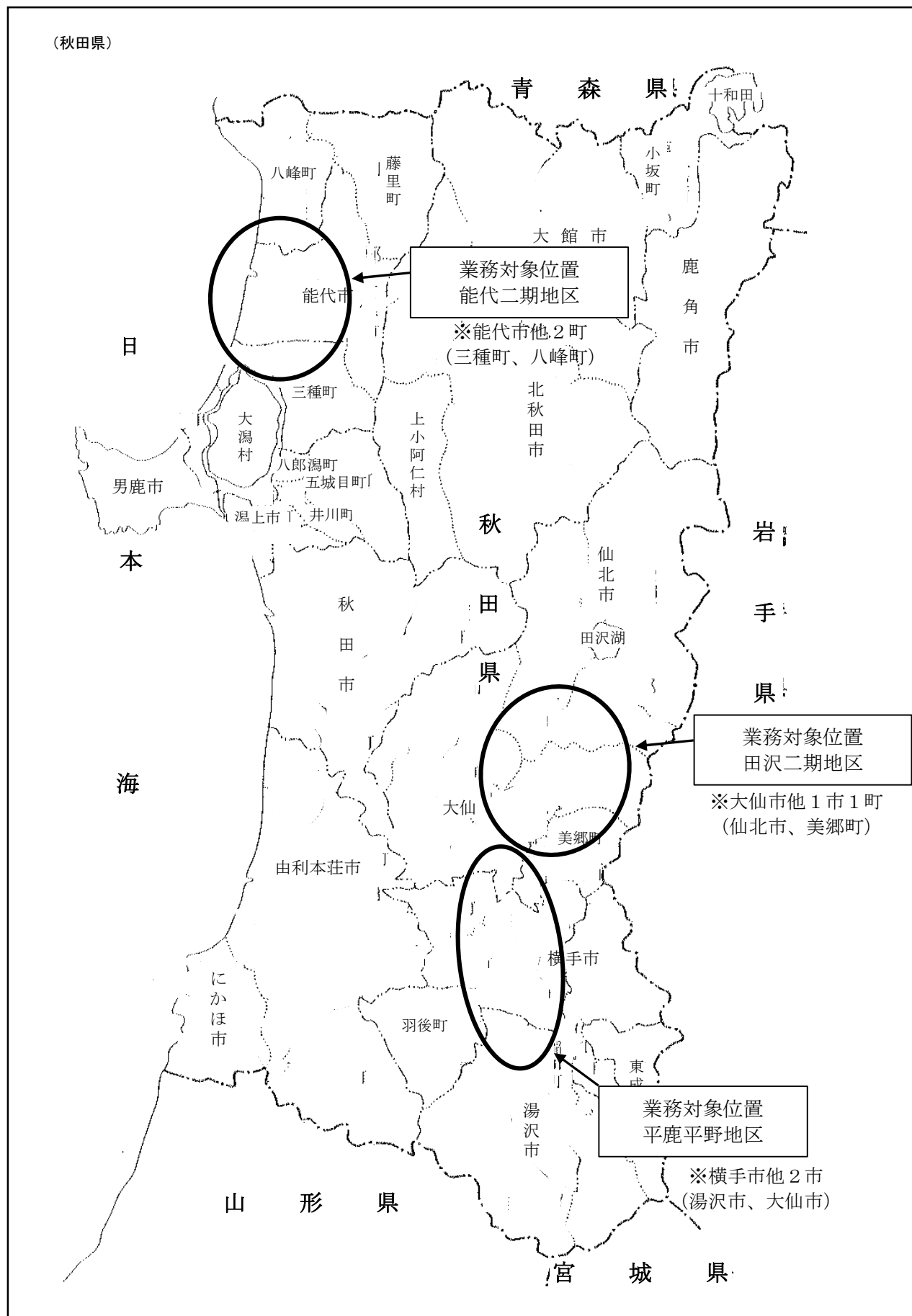
第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1

令和7年度

国営造成施設総合水利調整管理事業
平鹿平野地区他河川協議方針その他検討業務
＜業務位置図＞



別紙2 作業項目内訳表

【測量業務】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	備考
1. 河川測量			
(1) 作業計画	河川測量のために必要な作業計画を樹立する。	○	
(2) 現地踏査	河川測量のために必要な現地踏査を行う。	○	
(3) 横断測量	次の①～⑤の位置（前年度と同一の位置、別紙3参照）で横断測量を行う。 ① 塙頭首工上流地点（水位計設置断面）1側線 ② 鳥形頭首工上流地点（水位計設置断面）1側線 ③ 竹生川水位観測機器設置地点（機器設置断面）1側線 ④ 竹生川注水口上流地点（水位計設置断面）1側線 ⑤ 夏井沢川注水口上流地点（水位計設置断面）1側線	○	

【設計業務】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	備考
1. 計画準備			
(1) 計画準備	平鹿平野地区、田沢二期地区及び能代二期地区の既存の河川協議資料等について把握し、作業計画を立案する。	○	
2. 現地調査			
(1) 現地調査	平鹿平野地区、田沢二期地区及び能代二期地区について、河川協議資料等を作成するために必要な現地調査を行う。	○	
3. 平鹿平野地区			
(1) 受益面積の精査	発注者が貸与する令和6年度転用面積資料を基に、昨年度取りまとめた受益面積を精査する。	○	
(2) 協議図書添付図面の修正	発注者が貸与する、昨年度作成した協議図書に添付された図面（S=1/25,000、S=1/50,000）を基に、3.（1）で精査した部分を修正する。	○	
(3) 水田畑利用率等の精査	発注者が貸与する関係市町の作物作付実績を基に昨年度算定した水田畑利用率等を精査する。	○	
(4) 水収支計算の試算	3.（1）（3）の検討結果を踏まえ、諸元対比表を修正し、計画基準年（S60）における地区内半旬毎の水収支計算の試算を行う。併せて、かんがい期間を見直した場合の水収支計算の試算を行う。 また、上記水収支積算結果を基に、河川水収支計算を行い、成瀬ダム必要量等を算定し、成瀬ダム確保容量との比較を行う。 なお、過年度業務で作成した水収支計算プログラムを貸与する。	○	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	備考
4. 田沢二期地区			
(1) 受益面積の精査	発注者が貸与する令和6年度転用面積資料を基に、昨年度取りまとめた受益面積を精査する。	○	
(2) 協議図書添付図面の修正	発注者が貸与する、昨年度作成した協議図書に添付された図面 (S=1/25,000) を基に、4.(1) で精査した部分を修正する。	○	
(3) 水収支計算の試算	4.(1) の検討結果を踏まえ、諸元対比表を修正し、計画基準年 (S48) における地区内半旬毎の水収支計算の試算を行う。併せて、かんがい期間を見直した場合の水収支計算の試算を行う。 なお、過年度業務で作成した水収支計算プログラムを貸与する。	○	
5. 能代二期地区			
(1) 地区内利用量の整理	過年度業務で調査した水利実態及び発注者が貸与する水位計データを基に、取水量を把握・整理する。	○	
(2) 基礎諸元検討	過年度に概略検討を行った編入予定地区を含めた能代二期地区全体にかかる用水諸元 (かんがい期間、転作率、平均還元田割増率) を整理し、現行水利権と能代二期地区の計画水収支計算との対比表を作成する。	○	
(3) 現況水収支計算	過年度算定した概略現況水収支計算を基に、上記5.(2) で整理した用水諸元により、素波里ダム計画基準年 (S35)、国営能代地区計画基準年 (S42)、最近30カ年の現況水収支計算を行う。 なお、過年度業務で作成した水収支計算プログラムを貸与する。	○	
(4) 計画水収支計算	過年度に概略検討を行った用水再編計画及び非かんがい期に取得を計画している発電専用水利権の使用水量に対応した、素波里ダム計画基準年 (S35)、国営能代地区計画基準年 (S42)、最近30カ年の計画水収支計算を行う。 なお、過年度業務で作成した水収支計算プログラムを貸与する。	○	
(5) 計算結果の整理	計画水収支計算結果を基に、現行水利権との比較検討、用水系統模式図の修正を行う。	○	
(6) 現況施設能力の検討	計画水収支計算結果により、国営造成施設の現況施設能力を確認する。	○	
(7) 素波里ダム確保容量計算	用水再編計画に対応した、素波里ダム計画基準年 (S35)、国営能代地区計画基準年 (S42)、最近30カ年の素波里ダム確保容量計算を行う。	○	
(8) 計画基準年に係る検証	計画水収支計算結果、素波里ダム確保容量計算結果に気象条件及び近年の河川流量データ等を加えた、計画基準年に係る検証を行う。	○	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	備考
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
7. 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

作業実施欄の○は本業務で計上している項目である。

横断測量 位置図

